

平成25年11月12日

**(仮称)川崎製作所車両二次検査・整備工場更新に係る条例環境影響
評価審査書の公告について(お知らせ)**

当該指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条第1項の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者
川崎市幸区鹿島田一丁目1番2号
三菱ふそうトラック・バス株式会社
代表取締役社長 アルバート・キルヒマン
- 2 指定開発行為の名称及び所在地
(仮称)川崎製作所車両二次検査・整備工場更新
川崎市中原区大倉町10番地
- 3 条例環境影響評価審査書公告年月日
平成25年11月12日(火)
- 4 問合せ先
三菱ふそうトラック・バス株式会社 人事・総務本部 総務
川崎市幸区鹿島田一丁目1番2号
電話番号 044-330-7700

(川崎市環境局環境評価室担当)
電話 044-200-2156

**(仮称) 川崎製作所車両二次検査・整備工場更新に係る
条例環境影響評価審査書**

平成25年11月

川 崎 市

はじめに

(仮称)川崎製作所車両二次検査・整備工場更新(以下「指定開発行為」という。)は、三菱ふそうトラック・バス株式会社(以下「指定開発行為者」という。)が、中原区大倉町10番地の同社川崎製作所の敷地の一部約0.8haの区域において、車両二次検査・整備工場(以下「本施設」という。)の更新を行うものである。なお、本施設の更新の目的は、二次検査・二次整備工程等の集約であり、集約後においても、生産能力に変更はなく、事業規模は同等となっている。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成25年9月2日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したが、市民等からの意見書の提出はなかった。

本条例環境影響評価審査書(以下「条例審査書」という。)は、これらの結果を踏まえ、条例準備書の内容を総合的に審査し、作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：三菱ふそうトラック・バス株式会社

代表者：代表取締役社長 アルバート・キルヒマン

住 所：川崎市幸区鹿島田一丁目1番2号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称)川崎製作所車両二次検査・整備工場更新

種 類：工場又は事業所の新設（第3種行為）

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の5の項及び同表備考の2(1)の適用により第3種行為に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市中原区大倉町10番地

区域面積：約8,000 m²

用途地域：工業地域

(4) 計画の概要

ア 目的

車両二次検査・整備工場の更新

イ 土地利用計画

エリア	面積 (m ²)	比率 (%)
本施設工場棟	約 5,800	約 72.5
緑 地	約 2,200	約 27.5
合 計	約 8,000	100.0

ウ 建築計画

エリア	建築面積 (m ²)	延べ面積 (m ²)	構造	階数	最高高さ (m)
本施設工場棟	約 5,800	約 5,800	鉄骨造	1	約 9.5

エ 施設計画

項 目		計 画 内 容
対 象 車 両		大型、中型、小型トラック
工 程	①車両検査工程	・ブレーキ制動力検査 ・ヘッドライト光軸調整、検査
	②組立・調整工程	・重量計測 ・アンダーカバー取付
	③整備工程	・不具合整備
	④板金修正工程	・へこみ、キズ等の修正
	⑤再検査工程	・不具合整備箇所の再検査
運 転 計 画		8時間/日（昼1直稼働）及び16時間/日（昼夜2直稼働）

注）原則、昼1直稼働は8時～17時、昼夜2直稼働は8時～17時及び20時～5時とするが、想定外の残業等により変更する場合もある。

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、車両二次検査・整備工場の更新であり、工事における大気質、騒音、振動、交通安全対策等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の川崎製作所敷地境界での最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.042 ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.053 mg/m³で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04 ppm～0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10 mg/m³以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の川崎製

作所敷地境界での最大値は、二酸化窒素が 0.182 ppm で中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値 (0.1 ppm~0.2 ppm) を、浮遊粒子状物質が 0.043 mg/m³ で環境基準 (0.20 mg/m³以下) を、それぞれ満足すると予測している。さらに、建設機械の稼働台数が集中しないよう、工程管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う沿道での長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素 (日平均値の年間 98% 値) が 0.042 ppm、浮遊粒子状物質 (日平均値の 2% 除外値) が 0.053 mg/m³ で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、過度な車両集中が発生しないよう、配車計画に十分留意するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 土壌汚染

本事業の実施に当たっては、既存建屋の解体工事後に土壌汚染調査を実施し、土壌汚染が確認された場合は、土壌汚染対策法等に準拠し、適切な土壌汚染対策を実施するとしている。さらに、土壌汚染対策の実施に当たっては、汚染が確認された範囲における掘削時に発生する湧水や雨水による浸出水について適切な排水処理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、土壌汚染の調査・対策の実施に当たっては、市関係部署と協議すること。

ウ 緑 (緑の質、緑の量)

(ア) 緑の質

本事業における主要植栽予定樹種は、計画地の環境特性に適合し、植栽基盤の整備に必要な土壌量は約 258 m³ と予測している。また、計画地内の土壌は有効土層がなく、土壌硬度が高く、透水性に欠け

るため、植栽基盤に適さないとし、これに対して、植栽地の植穴部分については、客土、施肥を行うことにより植物の適切な生育を促し、盛土部分については、含まれる礫及び夾雑物を除去し、耕起等で空隙を作るなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

本事業における緑被率は約 27.5%であり、地域別環境保全水準(25.0%)を上回り、植栽本数は、「川崎市緑化指針」で定められた緑の量的水準を上回ると予測している。さらに、既存緑地を再整備し補植を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地の緑の現状を活かし、かつ、回復育成が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

エ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

(ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの川崎製作所敷地境界での最大値は、南側において 67.6 デシベルで、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、可能な限り最新の低騒音型の機種を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において 64.7～67.0 デシベルで環境基準（70 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、過度な車両集中が発生しないよう、配車計画に十分留意するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

(イ) 振 動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの川崎製作所敷地境界での最大値は、南側において 43.9 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、基礎工事には、振動の影響の少ない工法を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルは、ピーク日ピーク時において 44.9～46.0 デシベルで、環境保全目標（65 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、過度な車両の集中が発生しないよう、配車計画に十分留意するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

オ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、解体工事において、がれき類約 2,600 トン、金属くず約 373 トン等、合計約 3,041 トン、建設工事において、コンクリートがら約 46 トン、木くず約 24 トン等、合計約 208 トン及び汚泥約 770 トンと予測し、がれき類は路盤材等、木くずは燃料チップ等に利用するなど、約 3,788 トンを資源化としている。また、石綿含有建材については、解体工事前に詳細な調査を実施し、確認された場合には、関係法令等に基づき適正に除去・処分している。さらに、搬出運搬時には、飛散が生じな

いようシートで覆うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当である。

(イ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土は約 4,823 m³と予測し、全量を本事業での埋戻しや緑地の整備等に利用するとしている。さらに、仮置場においては、飛散防止のためにシートで覆うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、具体的な再利用の方法については、その実施内容を市に報告すること。

カ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、工事用車両の走行に伴うピーク日ピーク時における交差点需要率の最大値は 0.687 で、交通量の処理が可能とされる交差点需要率 0.9 を下回ると予測している。また、車線別混雑度の最大値は 1.89 で、一部予測交差点の右折車線で円滑な交通量の処理が可能とされる混雑度 1.0 を上回るが、この車線は現況で既に混雑度 1.83 を示しており、本計画に伴う混雑度の増加分は 0.06（4台/時）と予測している。これに対し、運転者には混雑する交差点を事前に周知し、迂回ルートをとる等、留意を喚起するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

交通安全については、工事用車両の走行ルートは全ての区間で歩車道分離が図られており、指定通学路と交差する箇所についても信号機等が設置されていることから、歩行者等の一般交通に及ぼす影響は少ないと予測している。さらに、工事用車両の出入口に交通整理員を配置するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、現況において混雑度 1.0 を上回る車線があること、工

専用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載された環境保全のための措置を更に徹底し、工事に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

キ 温室効果ガス

本事業における温室効果ガス排出削減量は、地中熱利用ヒートポンプ空調等の採用により約 42 トン-CO₂/年で、その削減の程度は約 16%と予測している。さらに、使用電気をモニターすることにより、エネルギー使用の継続的な改善を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、温室効果ガス排出量又はエネルギー消費量の抑制が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、温室効果ガスの排出抑制等の技術向上に応じて、温室効果ガス排出量のより少ない設備を採用するよう努めること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成 25 年	9 月	2 日	指定開発行為実施届及び条例準備書の受理
	9 月	9 日	条例準備書公告、縦覧開始
	10 月	23 日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 なし
	11 月	12 日	条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付